南部徳洲会病院通所介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人徳洲会南部徳洲会病院（以下「本会」という。）が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う通所介護事業の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活指導員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの緻密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称　　南部徳洲会病院　通所介護事業所

所在地　沖縄県島尻郡八重瀬町字外間 80 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　　１名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護職員　　１０名以上

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(3) 生活相談員　１名以上

生活相談員は、事業所に対する通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(4) 看護職員　　１名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(5) 機能訓練指導員　１名以上　あん摩マッサージ指圧師・看護師

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

１営業日　　月曜日～土曜日（祝日を含む）/＊日曜・元旦から３日（お休み）

２営業時間　　午前８時３０分～午後５時００分までとする

３サービス提供時間　午前９時３０分～午後３時４５分までとする

（通所介護の利用人員）
第６条　事業所の利用定員は１日 60 人とする。
（通所介護の内容）
第７条　通所介護の内容は、居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいてサービスを行うものとする。

１　身体の介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
ア. 排泄の介助
イ. 移動、移乗の介助
ウ. その他必要な身体の介助

２　入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
ア. 衣類着脱の介助
イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
ウ. その他必要な入浴介助

３　食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
ア. 準備、後始末の介助
イ. 食事摂取の介助
ウ. その他必要な食事の介助

４　機能訓練に関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援〉や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。
ア. レクリェーション
イ. グループワーク
ウ. 行事的活動
工. 体操
オ. 機能訓練
カ. 休養（養護）

５　送迎に関すること
障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。
ア. 移動、移乗動作の介助
イ. 送迎

６　相談、助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する助言を行う。

（通所介護の利用料等及び支払い方法）

第８条　通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証に応じた額とする。

２　第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護に要した交通費はその実費を徴収する。

３　通所介護にかかる食費については６００円を全額利用者負担とする。

４　日常生活用品費（髭剃り等）は、実費になります。

５　教養娯楽に要する費用（材料代等）は実費になります。

６　第 1 項から第 5 項までの費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に 1 月分をまとめて請求書を発行する。

７　通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに利用料金を支払う。

８　費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、同意を得てから支払いを受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は下記の市町村とする。

糸満市、八重瀬町、豊見城市、那覇市、南風原町、南城市、 西原町、与那原町

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１０条　利用者は通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時における対応方法）

第１１条　通所介護従業者等は、通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（通所介護の利用契約）

第１３条　本会は、通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等）

第１４条　事業者は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　事業者は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１回以上の健康診断を受診させるものとする。’

（秘密保持）

第１５条　通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

２　事業者は通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

（個別援助計画書の作成等）

第１６条　事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

２　事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（サービス提供記録の記載）

第１７条　通所介護従業者は、通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護について、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第１８条　利用者からの苦情に対しては、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づいて対処する。

（損害賠償）

第１９条　利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やか行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（虐待の防止に関する事項）

第２０条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業者は、身体的拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底を行なう。

３　事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、再検討記録等記録の整備や身体拘束を行う場合の手続き等、厚生労働省策定の「身体拘束ゼロへの手引き」の内容を遵守し適正な取扱により行うものとする。

４　事業所は、居宅介護サービス計画に位置づけた事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待、身体的拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村または居宅介護支援事業者等に通報するものとする。

５　事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みをおこなうものとする。

（１）利用者に対する認知症ケアの方法等について、養護者に情報提供し、共に実践する。

（２）利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行なう。

（３）利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、養護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。

（４）定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

(その他運営についての留意事項)

第２１条　この事業に係るケース記録、利用者負担金徴収簿、その他帳必要な帳簿を整備するものとする。

２　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は平成１２年　４月　１日より施行する。

平成１３年　７月　１日　　改正
平成１４年　７月　１日　　改正
平成１５年　７月　１日　　改正
平成１７年１０月　１日　　改正
平成２２年　１月２１日　　改正
平成２２年１０月２５日　　改正
平成２３年　１月　１日　　改正
平成２３年　８月　１日　　改正
平成２４年　４月　１日　　改正
平成２５年　８月　１日　　改正
平成３０年　１月　１日　　改正
平成３０年　４月　１日　　改正
平成３０年１０月　１日　　改正
令和　３年１０月　１日　　改正
令和　５年１２月　７日　　改正
令和　６年　４月　１日　　改正